

2023年11月24日 全7頁

令和5年金商法等改正法、成立

最善利益義務、説明義務、金融経済教育推進機構、四半期報告書など

金融調査部 主任研究員 横山 淳

[要約]

- 2023年11月20日、第212回国会で「金融商品取引法等の一部を改正する法律」と「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が可決、成立した。
- これらの法律は、金融審議会市場制度ワーキング・グループ、ディスクロージャーワーキング・グループ、顧客本位タスクフォースの提言などを実現するものである。
- 具体的には、①幅広い金融事業者や企業年金等関係者に対する最善利益義務（顧客や年金加入者の最善の利益を勘案すべき義務）、②顧客属性に応じた説明義務の法定化、③顧客への情報提供におけるデジタル技術活用に関する規定の整備、④資産形成の支援に関する施策を総合的に推進する「基本方針」、⑤金融経済教育推進機構の創設、⑥（金融商品取引法上の）四半期報告書の廃止、⑦半期報告書・臨時報告書などの公衆縦覧期間の延長（5年に）、⑧上場等に伴う既存株主等の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直し（上場日程の期間短縮）など、多岐にわたる改正が盛り込まれている。
- これらの法律の主要事項は、原則、公布日から起算して1年以内の政令指定日からの施行が予定されている（上記⑥四半期報告書の廃止は2024年4月1日施行予定など、異なる施行日のものもある）。

金商法等改正法、振替法等改正法、成立

2023年11月20日、第212回国会（臨時会）で次の2つの金融関連の法律¹が可決、成立した。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下、金商法等改正法）

「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、振替法等改正法）

これらの法律は、3月14日に第211回国会（常会）に提出され、6月8日にいったん衆議院

¹ 提出時の法律案等は、金融庁のウェブサイトに掲載されている。

で可決されたものの、会期内の成立には至らず、継続審査となっていたものである。

改正の主な内容は、2022年6月にとりまとめられた金融審議会市場制度ワーキング・グループ中間整理²（市場制度WG中間整理）、同年12月にとりまとめられた金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理³（市場制度WG第二次中間整理）、金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告⁴（顧客本位TF中間報告）、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告⁵（DWG報告）を受けて、その提言などを実現するものである。

金商法等改正法のポイント

金商法等改正法の主なポイントをまとめると次のようになる⁶。

図表1 金商法等改正法のポイント

事項	概要（関連する主な法律）	提言等
【顧客本位の業務運営・金融リテラシー】		
最善利益義務	<ul style="list-style-type: none"> ○顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務を、金融事業者や企業年金等関係者に対して横断的に規定（金サ法） ○上記に伴い個別の業法における同趣旨の規定を削除（金商法、銀行法、投信法など） 	顧客本位TF中間報告
説明義務/情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○契約締結前交付書面の交付義務を、契約締結前における、デジタルを含む情報提供義務に改める（金商法、銀行法など） ○上記の情報提供を行うときは、顧客属性に照らして、その顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明を行わなければならない（実質的説明義務）（金商法、銀行法など） ○契約締結時交付書面、最良執行方針等、運用報告書など書面を原則としていた規定について、デジタルを含む情報提供に関する規定に改める（金商法、投信法など） 	顧客本位TF中間報告

² 金本悠希「市場制度ワーキング・グループ 中間整理」（2022年7月5日大和総研レポート）参照。

³ 金本悠希「金融審議会市場制度WGの第二次中間整理」（2022年12月23日大和総研レポート）参照。

⁴ 下記のレポート参照。

横山淳・森駿介・斎藤航・矢田歌菜絵「顧客本位タスクフォースの中間報告」（2022年12月14日大和総研レポート）

横山淳「顧客本位タスクフォース中間報告 最善利益義務の制定」（2022年12月20日大和総研レポート）

森駿介・斎藤航「新たなアドバイザー認定制度と金融リテラシー向上を巡る議論」（2022年12月20日大和総研レポート）

矢田歌菜絵「顧客本位タスクフォース中間報告 利益相反と手数料等についての情報提供は義務化へ」（2023年1月26日大和総研レポート）

矢田歌菜絵「顧客本位タスクフォース中間報告 顧客への情報提供のデジタル化は加速へ」（2023年2月24日大和総研レポート）

⁵ 藤野大輝「四半期開示の見直しの内容が明確に」（2022年12月21日大和総研レポート）参照。

⁶ 下記のレポート参照。

藤野大輝「2024年度から四半期報告書が廃止へ」（2023年3月29日大和総研レポート）

矢田歌菜絵「顧客への実質的説明義務を法定へ」（2023年4月4日大和総研レポート）

森駿介「金融リテラシーに係る制度の今後の見通し」（2023年5月8日大和総研レポート）

横山淳「横断的な最善利益義務の制定」（2023年6月5日大和総研レポート）

事項	概要（関連する主な法律）	提言等
金融リテラシー向上 /資産形成	○資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するための「基本方針」の策定（金サ法） ○「金融経済教育推進機構」の創設（金サ法）	顧客本位 TF 中間報告
【企業開示】		
四半期開示の見直し	○金商法上の四半期報告書制度を廃止（金商法） ○上場会社に対し、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務付け（金商法）	DWG 報告
公衆縦覧期間の見直し	○次の開示書類の公衆縦覧期間を5年に延長する。 —いわゆる参照方式の有価証券届出書、その添付書類（注1） —発行登録書、その添付書類（注1） —発行登録追補書類、その添付書類（注1） —半期報告書（注1） —半期報告書の確認書（注1） —臨時報告書（注1）	DWG 報告
【その他】		
金融サービス提供法の改称	○「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改称（金サ法）	—
不動産特定共同事業契約	○不動産特定共同事業契約に基づく権利のトークンについて第二項有価証券として金商法の規制対象とする（金商法、不特法）	市場制度 WG 第二次中間整理
投資法人の利益	○投資法人の利益の定義の見直し（注2）（投信法）	市場制度 WG 第二次中間整理
ソーシャルレンディング等	○ソーシャルレンディング等の運用を行うファンドを販売する第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止（金商法） ○インターネットを用いてソーシャルレンディング等の運用を行うファンドの募集を行う場合について電子募集取扱業務（注3）と同様の規定を整備（金商法）	市場制度 WG 中間整理
登録金融機関の業務範囲	○登録金融機関業務の範囲の見直し（有価証券等管理業務として行う場合に準ずる場合として政令で定める行為（注4）を追加）（金商法）	市場制度 WG 第二次中間整理
デジタル化関連	○各種の揭示情報等のインターネット公表（金商法、金サ法） ○各種手続のデジタル化（金商法）	市場制度 WG 第二次中間整理

（注1）これらの訂正報告書等を含む。

（注2）利益の算定にあたり、評価・換算差額等の評価額をその算定の基礎から控除するよう規定の整備が行われる。

（注3）いわゆる投資型クラウドファンディングに係る業務のこと。

（注4）市場制度 WG 第二次中間整理では、電子記録移転権利（有価証券上の権利を表象するトークン）のうち、権利移転に発行者の承諾が必要になるなど、流通性等が限定されたもの（適用除外電子記録移転権利）の預託が想定されている。

（注5）図表中の法令名の略称は次の通り。

金商法：金融商品取引法

金サ法：金融サービスの提供に関する法律（改正後は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）

投信法：投資信託及び投資法人に関する法律

不特法：不動産特定共同事業法

（出所）金商法等改正法、金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」（2023年3月）などを基に大和総研作成

振替法等改正法のポイント

振替法等改正法の主なポイントをまとめると次のようになる。

図表 2 振替法等改正法のポイント

事項	概要（関連する主な法律）	提言等
上場日程の期間短縮	<ul style="list-style-type: none"> ○新規上場等に伴い、発行者が株主等に対して株式等の振替を行うための口座情報を求める通知に関連して、（従来の）発行者が株主等への通知を行う期限（注1）ではなく、株主等が発行者に口座情報を通知すべき期間を規定する（振替法） ○これに伴い、株主等に対する周知期間を確保しつつ、実務の改善による上場日程の短縮が可能になる、と期待されている 	市場制度 WG 第二次中間整理
日本銀行出資証券のデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ○日本銀行出資証券を含む特別法人出資証券を振替制度の対象に追加（振替法） 	市場制度 WG 第二次中間整理
デジタル化関連	<ul style="list-style-type: none"> ○各種の揭示情報等のインターネット公表（会計士法、投信法、資産流動化法） ○各種手続のデジタル化（会計士法） 	市場制度 WG 第二次中間整理

（注1）改正前の制度では、一定の日（上場日の通常2営業日前）の1カ月前まで通知することが求められている。「このような期間の設定方法が上場日程短縮の制約の1つになっている」と指摘されている（市場制度 WG 第二次中間整理 p. 6）。振替法等改正法の下では、「この項の通知を発した日から起算して、株主及び登録株式質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内に通知者に通知すべき旨」を通知するように求める規定（改正前の「1月」のような具体的な発出すべき期限の定めはない）とされている。

（注2）図表中の法令名の略称は次の通り。

振替法：社債、株式等の振替に関する法律

会計士法：公認会計士法

投信法：投資信託及び投資法人に関する法律

資産流動化法：資産の流動化に関する法律

（出所）振替法等改正法などを基に大和総研作成

附帯決議

金商法等改正法、振替法等改正法の審査に際して、衆議院財務金融委員会（第211回国会）、参議院財政金融委員会（第212回国会）では、政府に対して、法律の施行に当たって、一定の事項について十分な配慮を求めるとする、次のような附帯決議がそれぞれ行われている。

図表 3 衆議院財務金融委員会附帯決議（2023年6月7日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融経済教育の意義・目的には、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とすることがあることに鑑み、以下の事項に留意した金融経済教育を推進すること。
 - 1 金融商品取引を装った無登録営業、詐欺的な投資勧誘、脱法的なマルチ商法による被害が多数生じている現状を踏まえ、被害防止に必要な情報を適時適切に提供する仕組みを整えるとともに、批判的かつ多角的な判断力のかん養を支援すること。
 - 2 投資の必要性又は有益性のみを強調するのではなく、リスクの正しい理解の浸透にも努

め、個人のライフプランを踏まえた資産形成における自由な意思決定による貯蓄と投資の組合せを尊重すること。

二 金融経済教育推進機構の運営に当たっては、官僚の天下り先の確保や新たな資格認定を通じた利権の温床とならないよう人事情報や財務内容を積極的に開示するほか、以下の事項に留意すること。

1 金融経済教育推進機構の目的は、「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導を推進すること」であって、本法による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第八十二条第一項に基づく基本方針の内容に完全に含まれるものではないこと。

2 1の「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識」には、資産形成だけではなく、金融広報中央委員会が従来扱ってきた家計管理・生活設計や消費者被害防止等も含まれ、その知識を習得し、「これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導」は、金融経済教育推進会議作成の金融リテラシー・マップを基本としたものを通じて行われるものであること。

3 政府・金融経済教育推進機構は、これまで金融広報中央委員会が実施してきた学校教育に向けた金融教育プログラムをはじめとした、金融教育教材作成、教員向けセミナー、作文・小論文コンクール等の活動、及び経年的に行ってきた「家計の金融行動に関する世論調査」や「金融リテラシー調査」等の基礎的な調査・報告等の意義・成果を踏まえながら、活動内容を充実させるとともに、金融経済教育が広く国民に提供されるよう取り組むこと。

三 金融経済教育推進機構に対して国が行う監督の実効性を確保するため、及び、地方公共団体や民間事業者の取組に対する支援を全国において着実に実施するために必要な体制を整備すること。

四 金融サービスの提供に当たり、「顧客等の最善の利益」を図るための取組が徹底されること。

五 本法附則第六十九条の検討条項に関して、改正後の各法律の施行の状況等を勘案するに当たっては、金融サービスの顧客等の利便が向上し、かつ当該顧客等が保護されているかを十分に検証し、必要があると認めるときは、各法律に基づく制度の改善につなげるための検討を行うこと。

(出所) 第211回国会衆議院財務金融委員会第21号(令和5年6月7日)会議録(国会会議録検索システム)

図表4 参議院財政金融委員会附帯決議(2023年11月16日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融経済教育の意義・目的には、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とすることがあることに鑑み、以下の事項に留意した金融経済教育を推進すること。

- 1 金融商品取引を装った無登録営業、詐欺的な投資勧誘、脱法的なマルチ商法による被害が多数生じている現状を踏まえ、被害防止に必要な情報を適時適切に提供する仕組みを整えとともに、批判的かつ多角的な判断力のかん養を支援すること。
 - 2 投資の必要性又は有益性のみを強調するのではなく、リスクに対する正しい理解の浸透にも努め、個人のライフプランを踏まえた資産形成における自由な意思決定による貯蓄と投資の組合せを尊重すること。
- 二 金融経済教育推進機構の運営に当たっては、官僚の天下り先や新たな資格認定を通じた利権の温床とならないよう人事情報や財務内容を積極的に開示するほか、以下の事項に留意すること。
- 1 金融経済教育推進機構の目的は、「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導を推進すること」であって、本法による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第八十二条第一項に基づく基本方針の内容に完全に含まれるものではないこと。
 - 2 「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識」には、資産形成だけでなく、金融広報中央委員会が従来扱ってきた家計管理・生活設計や消費者被害防止等も含まれること。また、「これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導」は、金融経済教育推進会議作成の金融リテラシー・マップを基本としたものを通じて行われるものであること。
 - 3 政府及び金融経済教育推進機構は、これまで金融広報中央委員会が実施してきた学校教育に向けた金融教育プログラムをはじめとした、金融教育教材作成、教員向けセミナー、作文・小論文コンクール等の活動に加えて、経年的に行ってきた「家計の金融行動に関する世論調査」や「金融リテラシー調査」等の基礎的な調査・報告等の意義・成果を踏まえながら、活動内容を充実させるとともに、金融経済教育が広く国民に提供されるよう取り組むこと。
- 三 金融経済教育推進機構に対する監督の実効性を確保するとともに、地方公共団体や民間事業者の取組に対する支援を全国において着実に実施するために必要な体制を整備すること。
- 四 金融サービスの提供に当たり、「顧客等の最善の利益」を図るための取組が徹底されること。
- 五 金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、金融商品取引所の規則に基づく四半期決算短信へ一本化するに当たっては、投資家に必要な情報が提供されるための環境整備及び制度の円滑な移行に資する環境整備を金融商品取引所等と連携して行うこと。
- 六 本法の検討条項に関して、改正後の各法律の施行の状況等を勘案するに当たっては、金融サービスの顧客等の利便が向上し、かつ当該顧客等が保護されているかを十分に検証し、必要があると認めるときは、各法律に基づく制度の改善につなげるための検討を行うこと。
- 七 本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化を踏まえ、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図る観点から、必

要な体制を整備すること。

その際、地域の金融事業者のモニタリングを主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

(出所) 参議院ウェブサイト(議案情報、第212回国会附帯決議一覧)

国会として、金融経済教育及び金融経済教育推進機構に対する関心が高いことが伺われる。特に、金融経済教育推進機構に対しては、新たな天下り先の確保や利権の温床とならないように釘が刺されているほか、金融リテラシー・マップや地方公共団体や民間事業者の取組に対する支援などについて言及されている点が注目される。

また、参議院財政金融委員会の附帯決議では、金融商品取引法上の四半期報告書廃止と金融商品取引所の規則に基づく四半期決算短信へ一本化に関して、投資家に必要な情報が提供されるための環境整備などに言及していることも注目される。

今後、具体的な制度の整備に当たっては、これらの附帯決議も踏まえて進められるものと思われる。

施行日など

金商法等改正法、振替法等改正法のいずれも主要部分は、原則、公布日から起算して1年以内の政令指定日からの施行が予定されている(四半期報告書の廃止は2024年4月1日施行予定など、異なる施行日のものもある)。なお、所要の経過措置も講じられている。